

銃砲刀剣類所持等取締法第9条の11第2項に基づく練習用備付け銃に係る打刻命令に係る処分基準新旧対照表（案）

（改正部分は、下線部分である。）

旧	新
処分基準 令和2年1月10日作成	処分基準 令和●年●月●日作成
法令名：銃砲刀剣類所持等取締法	法令名：銃砲刀剣類所持等取締法
根拠条項：第9条の11第2項	根拠条項：第9条の11第2項
処分の概要：練習用備付け銃に係る打刻命令	処分の概要：練習用備付け銃に係る打刻命令
原権者（委任先）：福岡県公安委員会	原権者（委任先）：福岡県公安委員会
法令の定め： 銃砲刀剣類所持等取締法第9条の6第3項（番号又は記号の打刻）、 <u>同第9条の11第2項</u> 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第18条（打刻命令）	法令の定め： 銃砲刀剣類所持等取締法第9条の6第3項（番号又は記号の打刻）、第9条の11第2項 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第18条（打刻命令）
処分基準： 銃番号が打刻されていない場合、銃番号が3桁以下である場合、既に同一の銃番号の猟銃等がある場合等は、打刻を命ずる。	処分基準： 銃番号が打刻されていない場合、銃番号が3桁以下である場合、既に同一の銃番号の猟銃等がある場合等は、打刻を命ずる。
問合せ先：所在地を管轄する警察署生活安全（生活安全刑事）課又は警察本部生活保安課 092-641-4141、内 3177	問合せ先：所在地を管轄する警察署生活安全（生活安全刑事）課又は警察本部生活保安課 092-641-4141、内 3177
備考：	備考：